



## 福島県多面的機能支払広報誌 創刊!!

福島県多面的機能支払の広報誌「ふくしま水土里通信」を創刊しました。

タニッシー

これから随時、皆様のリクエストにお応えしながら役立つ情報をお届けいたします！

## 特集

創刊号の特集は「制度の改正【平成29年度】」。

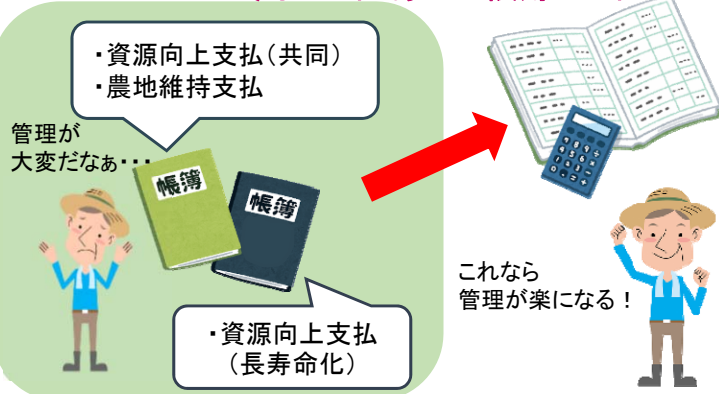
多面的機能支払制度が平成29年度4月より一部変更になりましたので、変更のうち主な3つのポイントを伝えます。

### その1

### ◆経理区分の一本化◆

資源向上支払(長寿命化)とそれ以外で区分されていた経理区分が一本化できるようになりました。事務作業の負担が減り、さらに活動に取り組みやすくなります。

今まで2冊あった帳簿が1冊に！



### ここがポイント!

- ◎すべての活動組織で経理区分の一本化が可能です。  
(必ず一本化する必要はありません。)
- ◎経理区分を一本化する場合は、通帳も一本化していただきます。
- ◎農地維持支払と資源向上支払(共同)の活動を行うことを前提に、これらの交付金で**資源向上支払(長寿命化)**の活動が可能になります。

### Q & A

Q: 平成28年度からの農地維持や資源向上支払(共同)の持越し金も資源向上支払(長寿命化)の活動に使うことができますか。

A: 制度改正前のためできません。平成29年度以降は、長寿命化へ位置づけた場合に持越しが可能となります。

Q: 経理区分を一本化した場合、金銭出納簿の様式は変更することになりますか。

A: 金銭出納簿の様式(経理区分を一本化する場合)へ変更になりますので注意してください。また、交付金を支出しない活動も含めて、共同活動で行ったすべての活動を活動記録簿に記載してください。

Q: 資源向上支払(長寿命化)の交付金を農地維持や資源向上支払(共同)の活動に使うことはできますか。

A: 資源向上支払(長寿命化)以外の活動には使うことはできません。

## その2

### ◆「多面的機能の増進を図る活動」における広報活動の要件化◆

平成29年度以降、新たに「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む活動組織には、今までの活動に加え、**広報活動**を実施していただくようになりました。

#### ここがポイント！

◎対象農用地に中間・山間農業地域が含まれる活動組織と平成28年度以前から取り組んでいる活動組織は対象外となります。  
※ご不明な点は最寄りの市町村にご確認ください。

◎この広報活動の目的は  
集落外の方々にも活動を紹介、  
農家だけでなく  
**多くの方に活動に参加してもらうこと**  
です。

◎「農村環境保全活動の広報活動」と  
「多面的機能の増進を図る活動の  
広報活動」は、  
記事を分けて広報誌等に掲載してください。

今までの活動

多面的機能の増進を図る活動（1つ以上実施）

- 遊休農地の有効活用
- 農地周りの共同活動の強化
- 地域住民による直営施工
- 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- 防災・減災力の強化
- 農村環境保全活動の幅広い展開
- 医療・福祉との連携



追加

広報活動（1つ以上実施）

◆チラシ、パンフレット  
広報誌、ポスター  
の作成・頒布



◆看板・ポスターの設置

◆ホームページ等  
インターネットの活用  
◆関係団体等の  
ホームページへの掲載  
など



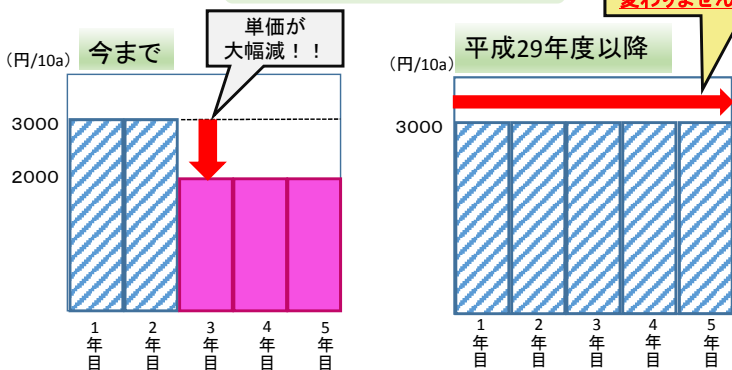
## その3

### ◆水田の畑地化に伴う単価の経過措置◆

水田を畑地化する場合、**その時点の活動期間中**に限り農地維持支払の交付単価は水田の単価を適用します。これにより、野菜等の高収益作物への転換を後押しします！

《畑地化・・・水田の畑利用ではなく、畦畔を取り払うなどして将来も畑として利用すること》

3年目に畑地化した場合・・・



注意！！

熱中症

作業中の熱中症は危険です！

⚠️ 天気予報と体調をチェック！

- 急に暑くなる日は要注意です。
- 寝不足、風邪気味など体調不良時は無理をしないでください。

⚠️ こまめな水分補給と休憩を

- 喉が渇く前に、こまめに水分をとみましょう。
- 時間を決めて、涼しい場所で休憩してください。

⚠️ 涼しい服装と安全な作業環境で

- つばの広い帽子をかぶり、熱を逃しやすい服装で作業をしましょう。
- 作業はできる限り**2人以上**で行ってください。

高齢者は若者に比べ、暑さや喉の渇きを感じにくくなっています。お互いに声を掛け合いましょう。

多面的機能支払に関するお問い合わせ 《ご質問等お気軽にお問い合わせください》

◇各市町村 多面的機能支払事業担当

◇福島県多面的機能支払推進協議会(福島県土地改良事業団体連合会内)024-535-0397

◇農林事務所 農村整備部

[県北]024-521-2617 [県中]024-935-1333

[県南]0248-23-1587

[会津]0242-29-5333

[南会津]0241-62-5277 [相双]0244-26-1161

[いわき]0246-24-6183

◇福島県農林水産部 農村振興課 024-521-7416

ホームページは

福島県農村振興課



これで  
検索！